



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

区画整理だより

<発行日>

令和3年6月吉日

<発行者>

日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

理事長 山田 稔司

※組合事務所

日進市赤池町箕ノ手2番地115
5

Tel/Fax. (052) 807-3126

<ホームページアドレス>

「事業の進捗状況について」

理事長 山田 稔司

初夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、去る3月11日に開催しました第3回総代会において、予算関係等2議案が上程され、原案どおり可決されました。(2ページ参照)

現在の状況としましては、3ページの年度別整備予定図に記載のある通り令和3年度整備予定地区について引続き工事を進め、令和4年度整備予定地区についても、順次工事を進める予定です。

保留地の販売につきましては、現在随意契約で3筆受付中です。

土地区画整理事業では、新しい町界を設定して、名称地番変更が行われます。今後の流れなど内容につきましては4ページに記載しておりますのでご覧ください。

現在、移転等の関係で仮住まいをされている方々に対して、移転先の整地工事、ライフライン整備を行い、一日も早く宅地を利用して頂けるよう工事を進めていますので、もうしばらくお待ちくださるようお願いいたします。

工事に際しては、皆様には何かとご不便等をおかけする場合がありますが、地権者をはじめ地域住民の方々の安全第一で施工をしておりますので、何卒ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

■草刈りについて (お願い)

すでに使用収益開始された土地については、草刈り等自己管理していただきますようお願いいたします。



◇ 目次 ◇

- 事業の進捗状況について …1 頁
- 令和2年度第3回総代会 …2 頁
- 年度別整備予定図 …3 頁
- 名称地番変更について …4 頁
- 組合からのお願い …4 頁

令和2年度第3回総代会

令和3年3月11日（木）開催の令和2年度第3回総代会において、令和3年度予算関係等2議案が上程され、原案どおり可決承認されました。

議案	内容
議案第1号	繰越について
議案第2号	令和3年度経費収入支出予算について

令和3年度予算（概要）

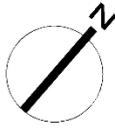
収入額	金	1,547,600	千円
支出額	金	1,547,600	千円
差引残額	金	0	円

収入の部		
科目	予算額(千円)	説明
保留地処分金	612,000	保留地処分金
国庫補助金	0	
助成金	26,553	令和3年度市助成金(内、15,398千円は令和2年度繰越)
雑収入	1,447	預金利子、諸証明手数料等
借入金	0	
繰越金	907,600	前年度繰越金
収入合計	1,547,600	

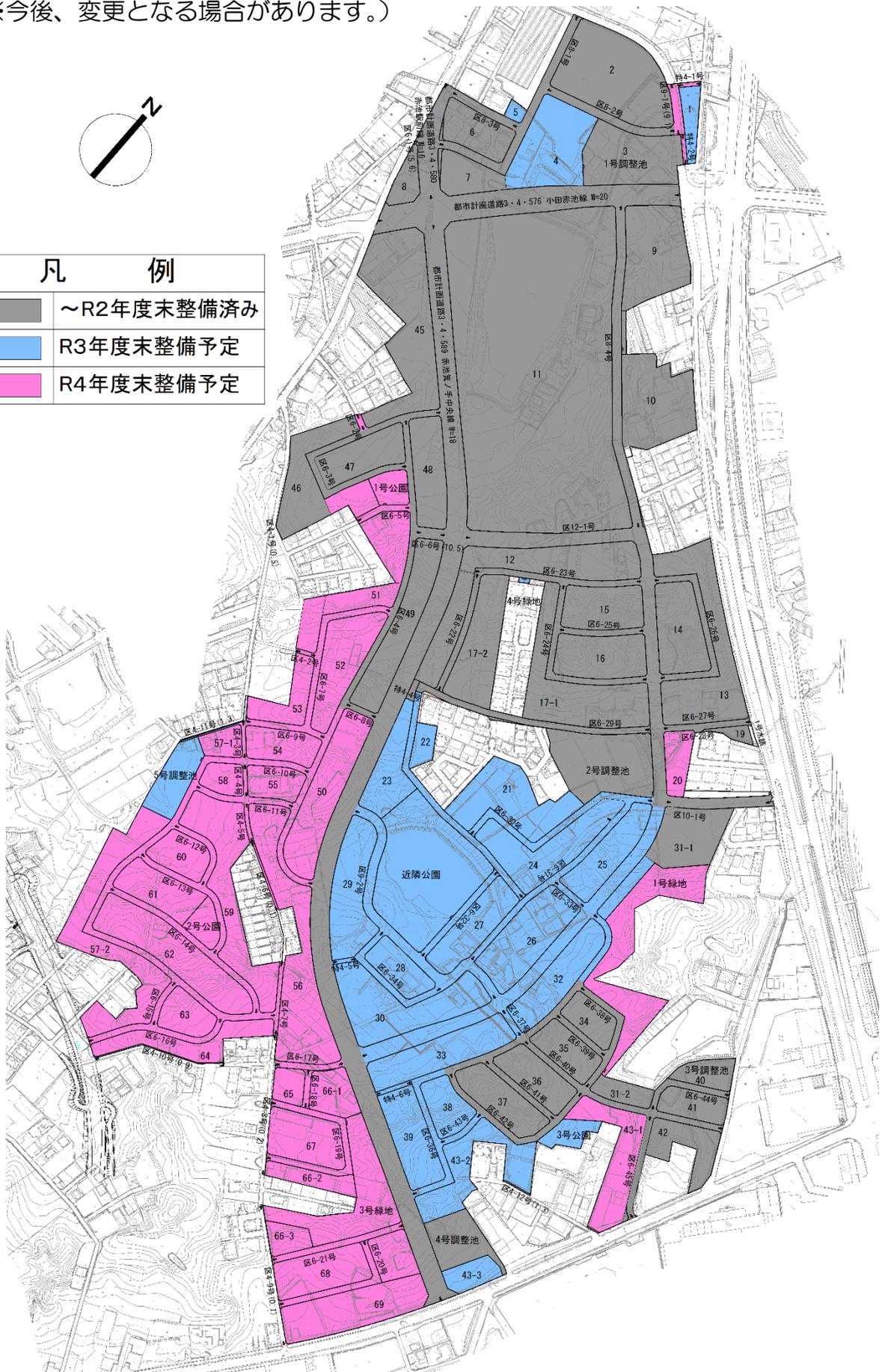
支出の部		
科目	予算額(千円)	説明
工事費	829,000	区画・特殊道路築造費、水路築造費、整地費、工事雑費(内、680,000千円は令和2年度債務負担行為)
補償費	100,870	建物等移転費、電柱移設費等(内、約22,674千円は令和2年度繰越)
負担金	348,630	上水道新設負担金、下水道新設負担金(内、35,000千円は令和2年度債務負担行為、3,630千円は令和2年度繰越)
調査設計費	92,500	事業計画変更図書作成業務、工事施工管理等業務、工事実施設計等業務、補償調査積算等業務、仮換地指定変更業務、地区内外分筆業務、常用測量業務
会議費	610	総代会費、役員会費、諸会議費等
事務所費	46,680	事務委託費、役員報酬、事務職員給与、PC等リース代等
利子償還金	0	
雑支出	2,850	県・市連合会費等
予備費	126,460	予備費
元金償還金	0	
支出合計	1,547,600	

年度別整備予定図

予定図の着色年度は道路・宅地整備予定の年度を表現しています。
 (※今後、変更となる場合があります。)



凡 例	
	～R2年度末整備済み
	R3年度末整備予定
	R4年度末整備予定



名称地番変更について

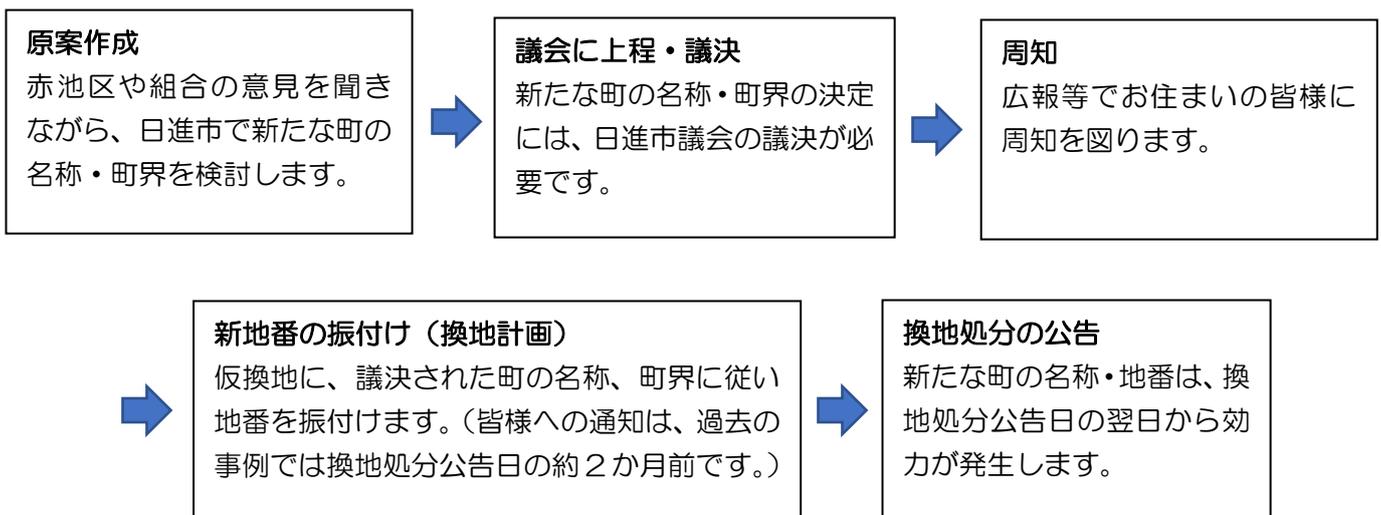
土地区画整理事業は、工事が概ね完了すると新たな道路形状に合わせ、新しい町界を設定します。今後、換地処分（土地区画整理事業が行われる前の土地の権利関係が、新たに割り当てられる土地に移行すること）に併せて市で名称地番変更を行うことにより、新たな町の名称と地番を使用していくこととなります。

令和3年2月に、日進市、赤池区長、区画整理組合理事長から名称地番変更について（お知らせ）を配布し、ご意見を伺いました。その結果、名称や町界について概ねご理解をいただけたと考え、提示した名称地番変更（案）で進めていく予定です。

なお、名称地番変更の議会承認後、皆様の換地（土地）に新しい地番を付ける作業に取り掛かり、新たな名称と地番は、換地処分の公告という手続きにより正式に決定します。この決定により地区内にお住まいの方の住所が変わります。

土地所有者の方には、この内容を「区画整理だより」でお伝えしますが、所有している土地に建物が建っている場合や土地を貸与している場合は、家屋所有者、集合住宅等の管理会社、土地の賃借人等に名称地番変更の内容をご連絡くださいますようお願いいたします。

名称地番変更の流れ



<問い合わせ先>

日進市都市計画課都市計画係 0561(73)4139

組合からのお願い

土地の名義等を変更された方、住所変更された方、建築等の行為をされる方は、下記の組合事務所までお問い合わせください。

<問い合わせ先（組合事務所）>

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052(807)3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休 日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）